

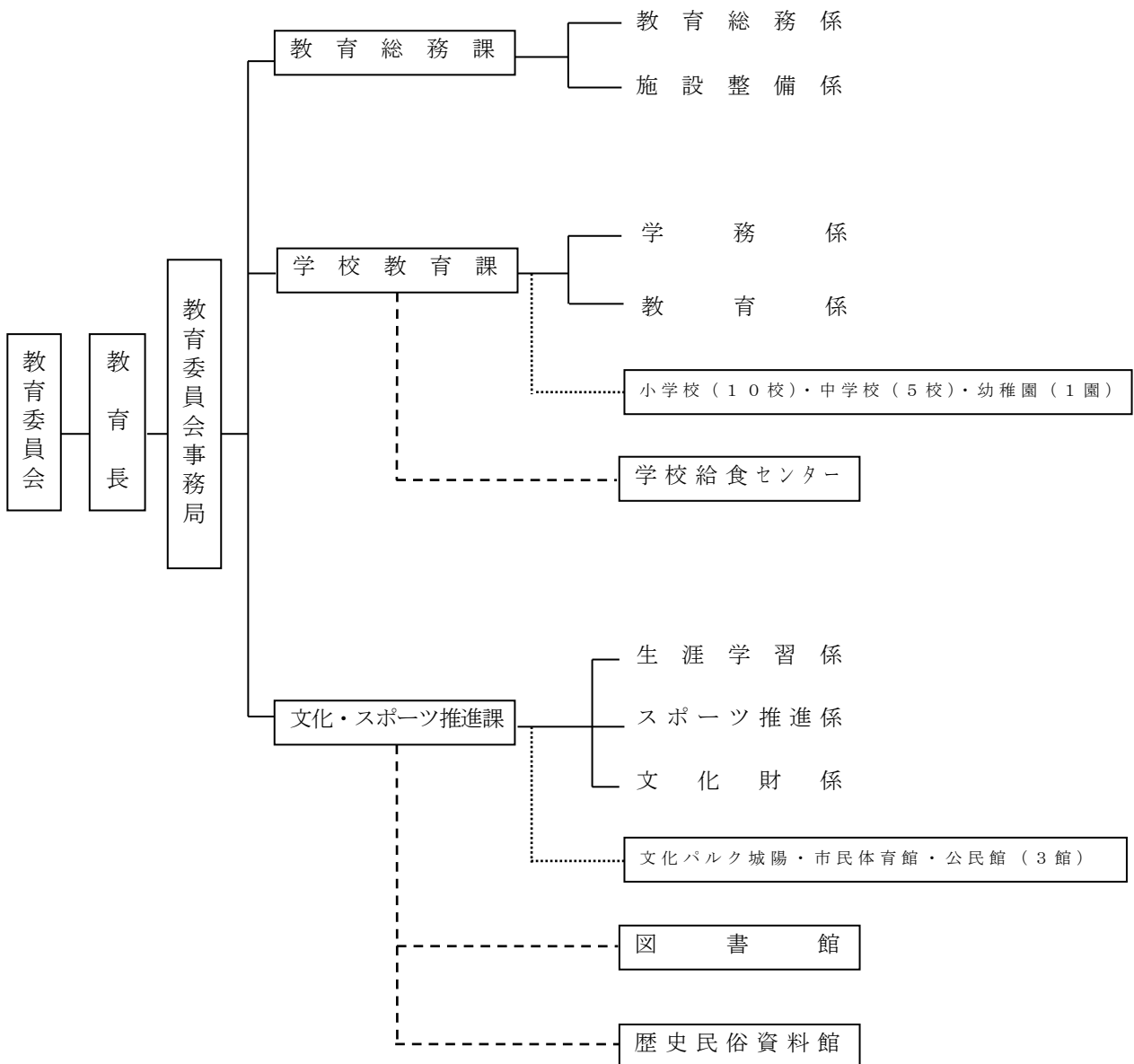
# □ 教育委員会事務局の所在地、組織機構等

## 事務局の所在地

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地  
電 話 (0774) 56-4003 教育総務課  
(0774) 56-4004 学校教育課  
(0774) 56-4047・4048・4049・4059 文化・スポーツ推進課

## 事務局組織機構

(平成 31 年 4 月 1 日現在)



## 教育委員会事務分掌

教 育 総 務 課	
教育総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>(2) 教育委員会の行う表彰に関する事。</li> <li>(3) 事務局及び教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関する事。</li> <li>(4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。</li> <li>(5) 教育行政の調査及び研究に関する事。</li> <li>(6) 教育行政の相談に関する事。</li> <li>(7) 文書の收受に関する事。</li> <li>(8) 公印の管守に関する事。</li> <li>(9) 奨学金等の交付に関する事。</li> <li>(10) 事務局内他課の所管に属さない事。</li> <li>(11) 事務局内の庶務及び調整に関する事。</li> </ul>
施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の建設計画に関する事。</li> <li>(2) 学校施設の取得及び処分等の申出に関する事。</li> <li>(3) 学校施設の管理に関する事。</li> <li>(4) 通学の安全指導及び通学路に関する事。</li> <li>(5) 学校作業員の配置の調整に関する事。</li> <li>(6) 学校施設の改良及び維持補修に関する事。</li> <li>(7) 教育関連施設（附帯設備を含む。）の技術的調査、設計及び工事の施行に関する事。</li> </ul>
学 校 教 育 課	
学 務 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 府費負担教職員の人事に関する事。</li> <li>(2) 教職員の研修に関する事。</li> <li>(3) 学級編制に関する事。</li> <li>(4) 児童及び生徒の就学に関する事。</li> <li>(5) 通学区域に関する事。</li> <li>(6) 学校保健に関する事。</li> <li>(7) 学校安全に関する事。</li> <li>(8) 私立幼稚園に関する事。</li> <li>(9) 学校給食センターとの調整に関する事。</li> <li>(10) 英語指導助手に関する事。</li> </ul>
教 育 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼稚園及び学校の運営に関する事。</li> <li>(2) 幼稚園及び学校における教育計画の指導に関する事。</li> <li>(3) 児童及び生徒の指導及び教育相談に関する事。</li> <li>(4) 幼稚園及び学校の予算配分に関する事。</li> <li>(5) 教科用図書の採択に関する事。</li> <li>(6) 教科用図書の給与に関する事。</li> <li>(7) 教材、教具その他学校の備品の整備に関する事。</li> <li>(8) 就学援助及び特別支援教育就学奨励に関する事。</li> <li>(9) 心身に障がいがある児童及び生徒の就学に関する事。</li> <li>(10) 教育広報紙の発行に関する事。</li> </ul>

**文化・スポーツ推進課**

生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 生涯学習推進会議等に関すること。</li> <li>(3) 文化パーク城陽に関すること。</li> <li>(4) 公益財団法人城陽市民余暇活動センターに関すること。</li> <li>(5) 社会教育委員に関すること。</li> <li>(6) 社会教育備品の保管及び貸出しに関すること。</li> <li>(7) 公民館の管理及び運営に関すること。</li> <li>(8) 生涯学習事業の実施に関すること。</li> <li>(9) 人権教育の推進に関すること。</li> <li>(10) 青少年健全育成の団体等に関すること。</li> <li>(11) 青少年健全育成事業の実施に関すること。</li> <li>(12) 青少年問題に係る立入調査等に関すること。</li> <li>(13) 図書館との調整に関すること。</li> </ul>
スポーツ推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ推進委員に関すること。</li> <li>(2) 社会体育施設に関すること。</li> <li>(3) 市民のスポーツ及びレクリエーションに関すること。</li> <li>(4) 総合運動公園の管理に関すること。</li> </ul>
文化財係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財保護審議会に関すること。</li> <li>(2) 文化財の保護及び活用に関すること。</li> <li>(3) 文化財の調査に関すること。</li> <li>(4) 歴史民俗資料館との調整に関すること。</li> </ul>

**歴史民俗資料館**

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 城陽市歴史民俗資料館に関すること。</li> <li>(2) 市史に関すること。</li> </ul>
--	--

**学校給食センター**

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食に係る施設及び設備の管理に関すること。</li> <li>(2) 物資の購入に関すること。</li> <li>(3) 献立の作成に関すること。</li> <li>(4) 栄養の指導に関すること。</li> <li>(5) 調理の指導に関すること。</li> <li>(6) 衛生管理の指導に関すること。</li> <li>(7) その他学校給食に関すること。</li> </ul>
--	---

**図書館**

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。</li> <li>(2) 図書館資料の貸出及び返却に関すること。</li> <li>(3) 読書案内及びレファレンスに関すること。</li> <li>(4) 読書推進事業に関すること。</li> <li>(5) 図書館協議会に関すること。</li> <li>(6) 施設の管理に関すること。</li> <li>(7) その他図書館奉仕に関すること。</li> </ul>
--	---